

福祉情報

児童手当の現況届を提出してください

児童手当および児童手当特例給付金を受けている方は、毎年6月中に養育等の状況などを確認するため、現況届を提出する必要がありますので、必ず提出してください。

日代・四浦・保戸島地区の方は、各出張所に提出してください。

▼提出期限 6月30日(月)

▼提出先・問い合わせ先

福祉事務所 子育て支援班

☎82-9519

心の健康相談

▼内容 心の相談、精神保健・福祉・医療・日常生活・社会復帰に関すること、認知症、アルコール・薬物依存症、ひきこもり、思春期問題など

▼相談日・相談担当者

保健師による相談日(保健福祉相談) 6月12日(木)

専門医による相談日

6月26日(木)

▼時間 13時30分～14時30分

▼相談場所 中部保健所(白杵保健所) 診察室

※予約制 面接相談

※秘密は厳守します。

▼問い合わせ先

中部保健所 地域保健課

☎62-9171

巡回療育相談

白杵市・津久見市で、障がい者の相談支援をしている「さぼーとセンター風車」では、在宅の障がい児およびその家族の為に、巡回療育相談を行います。

▼日時 6月22日(日)

13時～16時

▼場所 フラワーキッズ

(津久見市地蔵町4-1)

▼費用 無料

▼相談内容 口腔衛生・療育訓練・日常生活・進路(就学)・福祉サービス等

※対応するスタッフ 歯科衛生士・言語聴覚士・作業療法士・臨床心理士・保育士等(相談内容によっては、医師・保健師・栄養士が対応します。)

※予約制

▼申込・問い合わせ先

さぼーとセンター風車

☎63-5888

とき倶楽部

こころの健康相談

▼日時 毎週木曜日(祝日除く)

13時30分～16時

▼場所 とき倶楽部(津久見中央病院横)

▼内容 専門医による個別相談

▼申込・問い合わせ先

津久見市とき倶楽部

☎82-8778



重度心身障害者医療費給付事業受給資格の更新手続をお願いします

重度心身障害者医療費給付事業とは、次の「対象者」に該当される方が病院や歯医者さんで支払われたお金・お薬などの全部又は一部を助成する

制度です。この制度による助成を受けるためには、毎年受給資格の更新手続が必要です。お忘れのないようお願いいたします。

※保険適用外の費用、食事療養費については助成対象外です。また、この制度には所得制限があります。

▼対象者 市内に住所を有する方で①身体障害者手帳1、2級の所持者 ②療育手帳A1、A2の所持者 ③身体障害者手帳3級所持者でIQ50以下の方等 ④精神障害者保健福祉手帳1級の所持者(ただし、精神病床における入院に要した経費を除く)

▼手続に必要なもの

印鑑、手帳、健康保険証、受給者証

▼手続期限 6月30日(月)

▼手続場所 福祉事務所および各出張所

▼問い合わせ先 福祉事務所

☎82-9519

福祉情報ホームページ

<http://www.citytsukumi.oita.jp/6/344/726/index.html>